

Life

生活相談員だより

夏号 2018年7月

編集担当：足立区エリア



—らいいふ—



夏木立の緑濃く、木漏れ日も輝く季節になりました。皆様にとって有意義な情報を発信出来ますよう、暑さに負けず「生活相談員だより」をお届けします！

生活相談員研修会からご報告

生活相談員研修会は、各地区での勉強会（奇数月）と施設全体での研修会（偶数月）とに分けて、毎月1回行っています。

足立エリアでは、“プライバシーの保護”や“介護保険制度”に関する勉強会を行いました。

また、それぞれの施設の特徴を把握しサービス向上を目指した意見交換を活発に行っています。入居者様やご家族様の不安を少しでも解消することで、日々の生活を心地よくお過ごしいただきたいと思っています。



足立区エリアにある施設のご紹介 ～ 介護付有料老人ホーム『竹の塚明生苑』～

竹の塚明生苑では、お元気な方から介護が必要な方までその方らしい暮らしが送れるよう支援しています。

また、入居者様が **お部屋にこもりきりにならない** 様々な取り組みを行っています。

個室と2人部屋を用意しており、入居者63名と **小さな施設ならではの目の行き届いたケア** で認知症の方にも **過ごしやすい施設** となっています。



知って得する介護のこと

平成30年8月から高所得者は 自己負担額が **3割** になります！

介護サービス利用料の自己負担の割合は1年間の所得に応じて決まっています

年金収入等が **280万円未満の方** ⇒ **1割負担**

280万円以上の方 ⇒ **2割負担**

340万円以上の方 ⇒ **3割負担** になります。

介護費用が高額になった時は「**高額介護サービス支給制度**」を利用することが出来ます。1か月の介護費用が決められた上限額を上回った場合に **上限額を超えた分が支給される制度** です。

支給の上限を満たす方へは、その**3か月後に通知と申請書が届きます**ので市区町村へ提出しましょう。一度申請すると、それ以降の申請は不要です。

申請書の他に **介護サービスを使用した領収書が必要** となります。

2年で時効となり申請が出来なくなりますのでご注意を！！